

# 超音波画像診断装置保守点検業務委託仕様書

## 1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、超音波画像診断装置の保守業務を適切に行い、装置の機能を常に適正に維持することを目的とする。

## 2 期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 保守点検対象機器および保守の内容

### 超音波画像診断装置

・フィリップス社製 EPIQ7	1式	手術室
EPIQ7G	1式	生理検査室

### ア 内訳

超音波画像診断装置本体	2台
標準プローブ（生理検査室）	1式
・心臓用3Dマトリックスプローブ（x5-1）	
・心臓用セクタープローブ（S5-1）	
・心臓用セクタープローブ（S12-4）	
・血管用リニアプローブ（L12-3）	
・血管用リニアプローブ（L12-5）	
・腹部用プローブ（C9-2）	
・マイクロコンベックスプローブ（C8-5）	
標準プローブ（手術室）	1式
・術中用プローブ（L15-7i0）	
3D用経食道セクタプローブ（X7-2T）（手術室）	1式
白黒プリンタ	2台
DVDレコーダ	1台

### イ 保守の内容

（ア）契約期間中に、受注者は契約対象機器の定期点検を1回行うこと。なお、定期点検実施日程については、発注者と受注者が協議の上決定すること。

（イ）点検時には、メーカー指定の保守点検報告書の点検項目に基づき点検、調整及び定期点検交換部品の交換を行うこと。また点検終了後には、受注者は速やかに保守点検報告書を発注者へ提出すること。

（ウ）契約期間中、契約対象機器に故障等が発生した場合には、受注者は、発注者からの連絡により直ちに委託業務の従事者を派遣し、迅速に修理を行うものとする。なお、この

場合の修理作業費（技術料、出張費等）及び修理交換部品代（標準プローブは年間2本まで）については、受注者の負担とする。ただし、平日9:00～17:30以外の修理作業費については発注者の負担とする。

(エ) 修理の際に、発注者の負担となる部品の交換、作業等が必要な場合は、受注者は、あらかじめ見積書を提出の上、発注者の同意を得てから作業を行うこと。

#### 4 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、医療法施行規則第9条の12の各条項を遵守し、適正、誠実に遂行すること。また、発注者から求められた場合は、医療法施行規則第9条の12の各条項を遵守していることの証明書類を提出すること。
- (2) 製造企業発行の代理店証明書及び保守体制や緊急時の連絡体制が分かるものを提出すること。ただし、製造企業の本店、支店及び営業所が受注者の場合は、代理店証明書の提出は不要。
- (3) 業務に際しては、患者の安全確保に細心の注意を払い、診療行為に支障がないよう配慮すること。
- (4) センターが公的医療機関として県民に適切な医療サービスを提供する施設であることを認識し、身だしなみ、言葉づかい等に十分注意すること。
- (5) 服装は、常に清潔に気をつけ、名札を着用すること。
- (6) 本書に記載のない事項であっても、必要性が認められる場合には契約の範囲内で業務を実施すること。また、契約の範囲外については別途協議すること。